

町会・自治会による防災対策普及啓発事業助成金 募集要項

東京都は、災害時に住民に一番身近な町会・自治会が、防災対策の普及啓発事業を展開することで、地域における防災意識の醸成と地域防災力の向上を図るとともに、地域コミュニティの活性化につなげていくことを目的として、町会・自治会による防災対策普及啓発事業を支援します。

このたび、以下のとおり募集を行いますのでお知らせします。

1 事業概要

(1) 助成対象事業

町会・自治会が主催して行う防災対策普及啓発のための事業

- ① **【必須】防災対策に係る啓発チラシの配布は必須です。町会・自治会からのメッセージを記載して各戸配布してください。なお、雛型は都が示します。**
- ② **【任意】**上記①の啓発チラシと併せて、**町会・自治会独自の防災に役立つ情報(※)**を作成し、各戸配布する。
(※例)町会・自治会内の避難場所・避難所、給水施設、スマホ充電スポット等を地図で明示
防災訓練開催のお知らせ・参加のお誘い など
- ③ **【任意】**地域住民の防災意識を啓発する**防災グッズ**をチラシと併せて配布する。

(2) 助成対象団体

東京都内の単一町会・自治会

(3) 助成対象経費

- ① 町会・自治会による防災対策普及啓発事業に係る以下の経費
 - ・防災対策普及啓発用チラシの作成・印刷に要する費用
 - ・防災対策普及啓発用チラシと併せて配布する町会・自治会の印刷物の作成・印刷に要する費用
 - ・防災意識を啓発する防災グッズ等の購入費
 - ・封入・梱包作業に要する費用
 - ・ポスティングに要する費用 等
- ② 感染防止対策を施しながら普及啓発を行うために必要となる物品購入費
※ 物品の購入費に限ります。工事費等は対象外です。
※ 購入物品の単価上限額はありません。

(4) 助成限度額

20万円（助成率10/10）

※ 申請は1団体につき1回限りです。

(5) その他

- ・ **チラシの配布を行わず物品の購入のみを行う場合は本助成金の対象とはなりません。**
- ・ **チラシのデータは下記東京都生活文化スポーツ局のホームページからダウンロードできます。(令和4年5月中に公開予定です)**

<https://bit.ly/3OzOHw8>



- ・ 普及啓発対象世帯は町会・自治会の判断によるものとします。会員世帯のみ、または、非会員も含めるかは問いません。
- ・ 申請にあたって、対象経費の見積は必要ありません。
- ・ 予算の範囲内での助成金の交付となります。あらかじめご了承ください。

2 募集スケジュール

募集期間中に以下のスケジュールで交付決定を行います。

各団体の事業実施日に合わせて期限までに申請書を提出してください。

【募集期間】

	申請募集期間	申請書類原本の提出期限	交付決定時期	事業実施期間
第1回	令和4年6月30日(木) ～7月13日(水)	7月20日(水)	8月上旬	交付決定日以降～ 令和5年1月31日(火)
第2回	7月21日(木) ～9月13日(火)	9月20日(火)	10月上旬	交付決定日以降 令和5年1月31日(火)
第3回	9月21日(木) ～11月14日(月)	11月21日(月)	12月上旬	交付決定日以降～ 令和5年1月31日(火)

○申請から助成金交付までの流れ(例)

【募集開始】

- (町会→都) 申請書類(案)の提出
- (町会→都) 申請書類原本の提出
- (都→町会) 交付・不交付決定通知書発送
- (町会) 事業実施
- (町会→都) 実績報告書(案)の提出
- (町会→都) 実績報告書原本の提出
- (都→町会) 額確定通知送付
- (都→町会) 助成金支払い

3 申請方法

○本事業の審査事務等は、東京都が民間事業者に委託して行います。

申請書類の提出先や問い合わせ先等は、受託事業者が決定次第、東京都生活文化スポーツ局のホームページ(下記リンク先)にて6月中旬頃にお知らせします。

<https://bit.ly/3OzOHw8>



(1) 申請様式について

申請様式は東京都生活文化スポーツ局のホームページからダウンロードできます。

<https://bit.ly/3OzOHw8>



(2) 申請時に必要な書類について

- ① 助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 収支予算書（第2号様式）
- ③ 団体の会則
- ④ 団体の役員名簿
- 【概算払を希望する場合は⑤から⑧も提出】
- ⑤ 概算払分請求書（第5号様式）
- ⑥ 支払金口座振替依頼書（様式A）
- ⑦ 通帳見開きページ（支店名、口座番号、口座名義人の記載がある箇所）のコピー
- ⑧ 委任状（様式B）**（※口座名義人が、団体名+会長以外の場合のみ提出）**

(3) 概算払について

- ・概算払は、交付決定金額の7割を上限として、希望する団体に一部前払いされる制度です。
- ・交付決定日から約2か月後に前払い分が指定の口座に振り込まれます。
- ・交付確定額が概算払でお支払いした額を下回ったとき等については、その差額を返還していただきます。
- ・概算払を希望される場合は、交付申請書の概算払の希望にチェックの上、上記（2）⑤から⑧の資料を提出してください。

※ 概算払の対象外

- 第1回募集：10月10日以前に啓発チラシ等を配布する事業
- 第2回募集：12月10日以前に啓発チラシ等を配布する事業
- 第3回募集：概算払の対象とはなりません。

(4) 支払関係書類について

本助成金は口座振替で支払われます。本助成金の申請団体の皆様には、支払関係書類を提出いただきます。

4 事業を変更または中止する場合

- ・交付決定後に事業を変更または中止する場合は、事前に東京都の承認が必要になります。まずは受託事業者あて電話にて連絡ください。必要に応じて以下のいずれかの書類の提出をしていただきます。
 - ① 変更理由書
 - ② 変更承認申請書（第6号様式）
- ・当初予定していた日に事業を実施できない場合、原則として代替日での事業の実施が必要となります。ただし、コロナの感染状況などによりやむを得ず代替日での実施が

できない場合は、準備のために計上し、支出した経費について、助成対象となる場合があります。なお、中止決定以降に購入した物品などは対象となりません。

5 実績報告

事業完了後は、実績報告書（第9号様式）を提出していただきます。

（1）提出期限

事業完了後2週間以内（令和5年1月末まで実施する事業の場合は令和5年2月14日（火）までに提出してください。）

（2）実績報告に必要な書類

- ① 実績報告書（第9号様式）
- ② 決算書
- ③ **領収書**
- ④ 配布したチラシの原本1部
- ⑤ **助成金で購入した物品等の写真**

（3）注意点

- ① 物品の購入にあたり、**ポイントカードは使用しないでください。**物品購入に伴うポイントの付与が判明した場合、当該ポイント分（一律1ポイント1円換算）を助成対象経費から除外します
- ② 申請団体の**役員や内部団体への謝礼は対象外**となります。

6 助成金額の確定

実績報告書を確認し、助成金額の確定後、助成金額の確定通知を送付します。

7 助成金のお支払い

額の確定後、助成金額確定金額を口座振替によりお支払いします。お支払いは町会・自治会の口座に限ります。（**個人名義の口座は使えません。**）

8 問い合わせ

ご不明な点は以下の連絡先までお問い合わせください。

東京都生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課

電話 03-5388-3166

メールアドレス S1121202@section.metro.tokyo.jp

「町会・自治会による防災対策普及啓発事業助成」概要

南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性も高まっており、「防災」は地域住民の関心事です。
地域防災の要である町会・自治会の皆様！
地域の防災意識を高め、加入促進にもつなげていきませんか！

1 町会あたり20万円を上限に助成します（助成率10/10）

<必ずやっていただくこと>

◇ 啓発チラシの雛型を東京都が作成し、東京都生活文化スポーツ局ホームページ上で公開（5月中）します。

町会・自治会の皆様は、このチラシの雛型をダウンロードして、**町会・自治会名とメッセージを入力するだけで啓発チラシが完成**します。

<イメージ>

〇〇町会・自治会

**防災対策情報
（都で記載）**

〇〇町会から皆様へ
（地域住民に向けた
メッセージを記入）

東京都からのお知らせ

◇ **完成した啓発チラシを印刷し、各戸配布してください**



※ 入力や印刷は、ご近所の印刷屋さんなどをお使いいただいてもOKです。

※ 皆さままでお配りいただいても、ポスティング事業者に依頼してもOKです。ただし、謝礼金を出す場合、役員への謝礼金は助成対象外となります。

<下記も助成の対象となります>

◇ **防災用アルミシートや携帯トイレなどを購入し、住民の防災意識を高める啓発グッズと一緒に配布**できます！



◇ 町会・自治会の**防災訓練の開催案内チラシ**や、避難所や給水施設等を地図で明示した**防災マップ**などを啓発チラシと一緒に配布する場合、その開催案内チラシやマップ作成に係る経費も助成します！

もちろん、町会・自治会の皆様が、感染対策を講じながらこの事業を行うために必要な物品も助成対象です！

防災訓練
のお知らせ

**参加者
募集！**

